

2022年 令和4年

あきる野市区画整理推進室 190-0142 あきる野市伊奈652番3 電話042-518-2922

お知らせ

仮換地の引き渡しを始めています。

皆様のご協力により事業が進捗し、令和4年度は、多くの方が使用収益開始をしております。現在、 順番に仮換地の引き渡しを始めております。そこで、改めて仮換地の引き渡しについてお知らせします。

区画整理事務所



お知らせ送付

移転対象者



①事前準備

引渡しの準備を行います。

①送付された書類の確認

予定日に来所

②事務所説明

引渡しに伴う注意事項等を説明いたします。「仮換地の現地確認及び引継ぎについて (お知らせ)」、「印鑑(認め印)」、「委任状(代理人の場合)」をご持参ください。

③現地説明

土地の辺の長さ、境界杭の位置、下水、ガスや水道の状態等をご確認いただきます。 土地の辺の長さは、現地で実際に測定し書類と相違がないかご確認いただきます。 説明を受けて質問事項等ございましたらお気軽にご相談ください。

④引き受け書に署名捺印

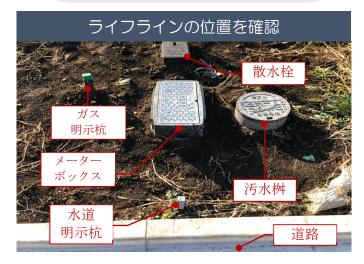
仮換地の引き受け書に署名、捺印いただきます。忘れずに印鑑をお持ちください。

⑤仮換地の引き渡し完了

※引き渡しが完了した方は、土地や境界杭の管理をご自身で行っていただきます。

1

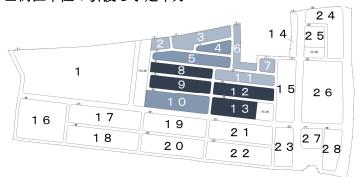
土地の辺の長さを確認 距離を測定



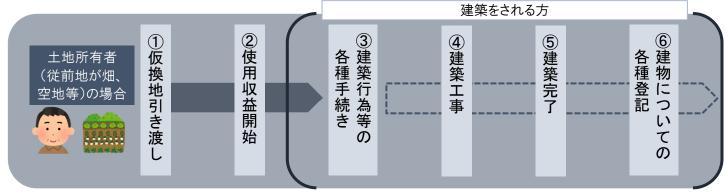
今後のスケジュール

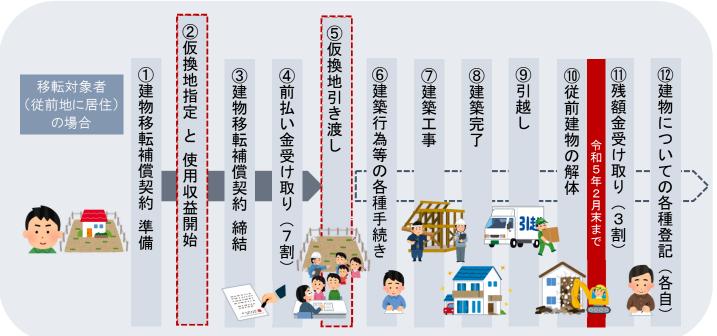
今後の引き渡し対象街区につきまして、全体スケジュールと各街区の情報をもとに現在までの進行状 況と今後の予定をお示しします。

■街区単位の引渡し予定年月



引渡し予定年月	街区
令和4年5月~	8街区,9街区,12街区,13街区
令和4年7月~	4街区,5街区,10街区
令和4年8月~	2街区,3街区,6街区, 7街区,11街区
令和5年度以降 ※工事が完了した 後に引き渡しを 行います。	14街区,15街区,16街区,17街区, 18街区,19街区,20街区,21街区, 22街区,23街区,24街区,25街区, 26街区,27街区,28街区





※原則こちらの流れになりますが、工事の進捗状況等により、順番が一部入れ替わる可能性があります。

引き渡し後の仮換地の管理について

草刈りについて:引き渡し後は権利者各自で管理する必要がありますので、草刈り等適切な管理を お願いします。

土 地 境 界 杭 及 び:仮換地の引き渡し後は杭の管理も各自行うことになります。 工事や草刈りなどを ライフラインの 行う際は杭の位置が動かないように十分注意して下さい。なお、ライフラインや 管理について 道路等も傷をつけないように注意してください。